

1 これまでの経緯

施行規則改正前

- 都条例の適用対象外である都外ナンバーの広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴い都内の繁華街を走行。都市の良好な景観への影響や交通環境の悪化の問題が生じ、現在の規制が実態とそぐわない面が現れていた。

令和 5 年 6 月 28 日 東京都広告物審議会に「広告宣伝車に対する規制について」諮問

令和 5 年 12 月 26 日 東京都広告物審議会より答申

「広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正するべきであると考える」

令和 6 年 3 月 22 日 施行規則改正、公布

- ① 都外ナンバー自動車の適用除外規定から「宣伝車」を除外
(施行規則第 13 条第 2 号ハ、別表第 3 六本文)
- ② 「宣伝車」の定義の明確化 (施行規則第 13 条第 2 号ハ)

令和 6 年 6 月 30 日 改正施行規則施行、

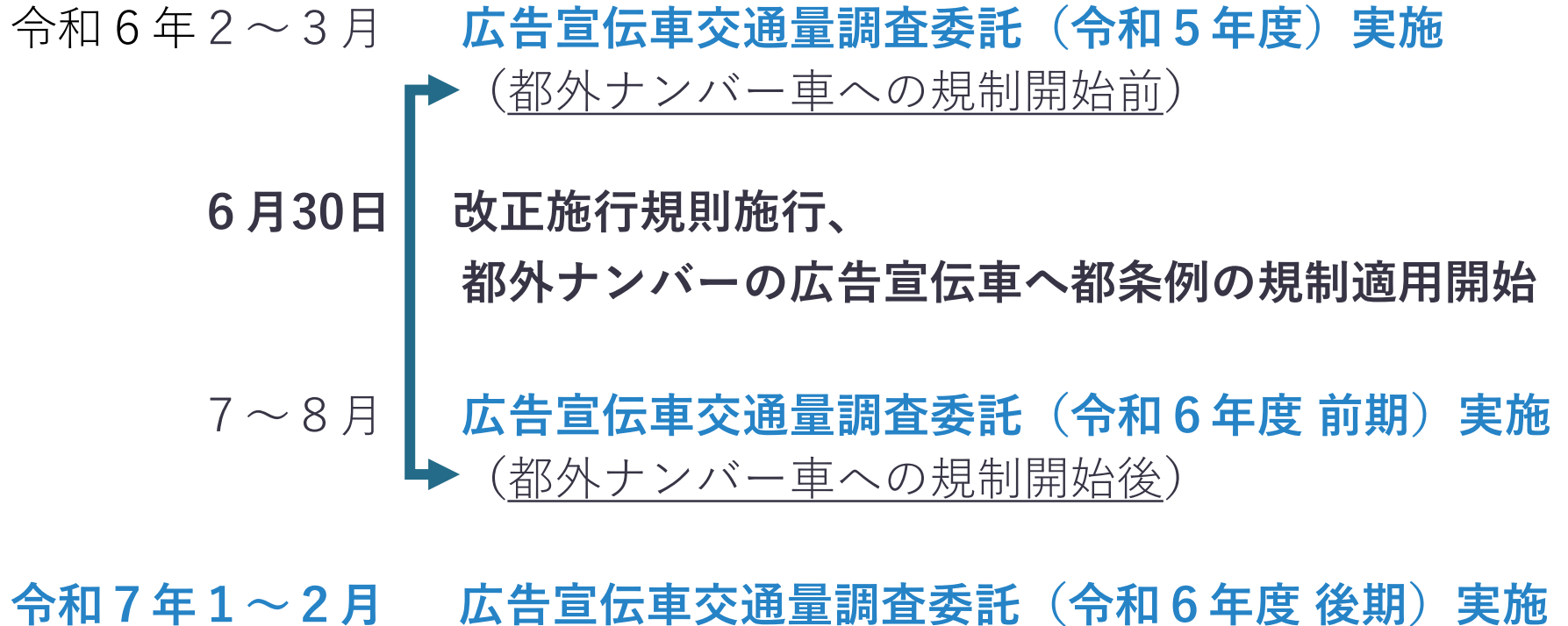
都外ナンバーの広告宣伝車へ都条例の規制の適用開始

広告宣伝車に係る規制の状況について

2 広告宣伝車交通量調査の実施について

都外ナンバーの広告宣伝車への規制開始前後の広告宣伝車の走行状況の実態を観測することにより、規制の実効性について検証を行う。

【調査実績】



広告宣伝車に係る規制の状況について

3 調査概要

○ 調査箇所及び期間

令和5年度（規則改正前）：3箇所	令和6年度（規則改正後）：6箇所
新宿 渋谷 秋葉原 } 令和6年2月19日～3月10日	新宿 渋谷 上野 池袋 六本木 銀座 } (前期) 令和6年7月8日～8月25日 (後期) 令和7年1月13日～2月23日

※各調査期間とも、月曜日から日曜日の連続する7日間、各日16時から21時まで

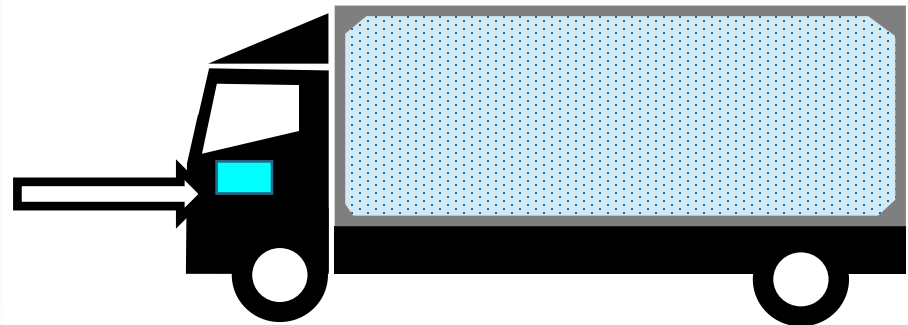
- ・ 新宿：新宿大ガード東交差点（新宿区）
- ・ 渋谷：井ノ頭通り入口交差点（渋谷区）
- ・ 秋葉原：万世橋交差点（千代田区）
- ・ 上野：上野広小路交差点（台東区）
- ・ 池袋：東口五差路交差点（豊島区）
- ・ 六本木：六本木交差点（港区）
- ・ 銀座：銀座四丁目交差点（中央区）

3 調査概要

- 主な調査項目
 - ・ 車両ナンバー
 - ・ 通行時刻
 - ・ 広告の表示内容
 - ・ 広告の表示方法（発光なし・LED式・内照式・その他）
 - ・ 「東京都広告宣伝車許可票」の掲出の有無 ※令和6年度から

注) 東京都広告宣伝車許可票

- ・ 広告宣伝車が屋外広告物許可を得ていることが外観上分かるようにするためのA5サイズのシール
- ・ 屋外広告物許可を受けた後、許可番号と許可期間を記載し、車両左側ドア等の外側から見やすい場所に貼付するよう、協力を依頼している。

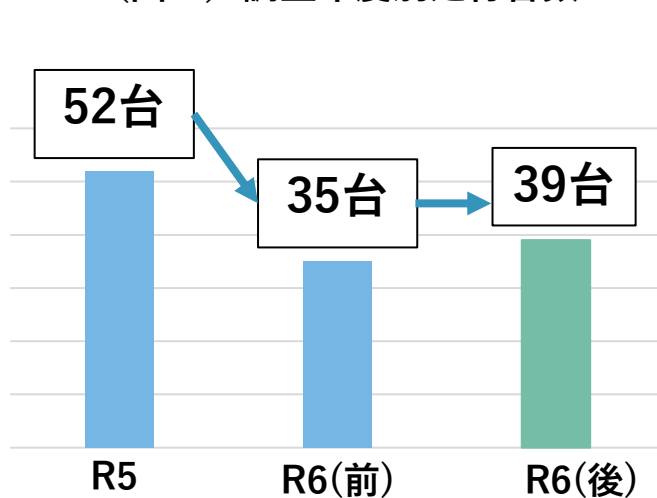


4 調査結果

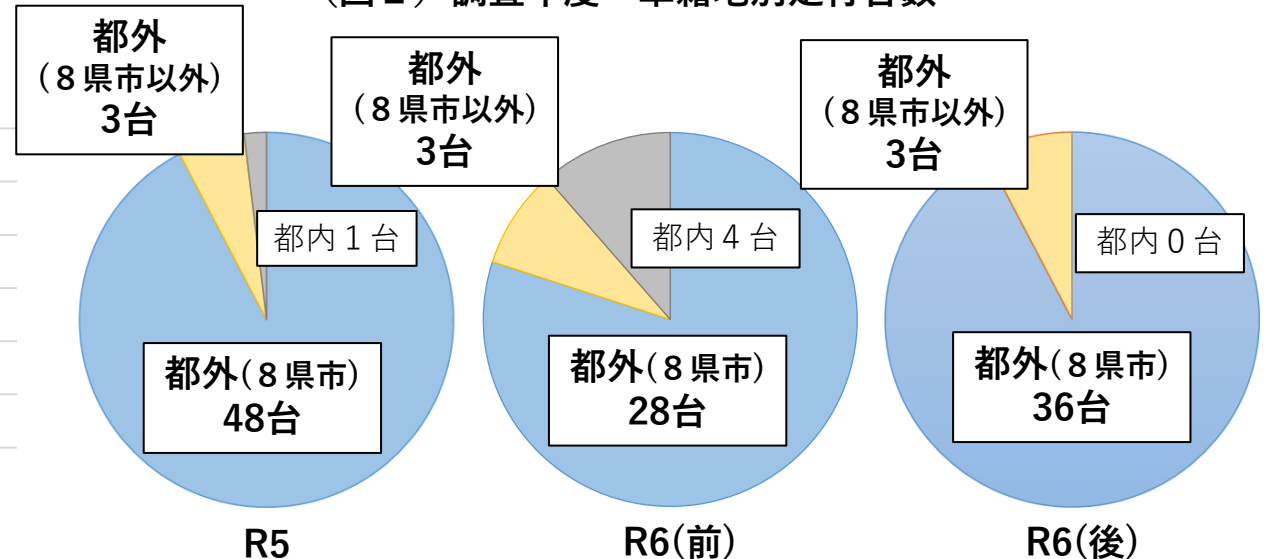
○ 走行台数及び車籍地

- ・ 走行台数は**令和 5 年度・52台**から**令和 6 年度(前期)・35台**へ約 3 割減。
その後、**令和 6 年度(後期)・39台**とほぼ横ばい（図 1）
- ・ 車籍地は、令和 5 年度、令和 6 年度ともほとんどの車両が都外ナンバー車であった（図 2）。

（図 1）調査年度別走行台数



（図 2）調査年度・車籍地別走行台数



※ 条例の規制対象である 8 ナンバー車（放送宣伝車）の集計

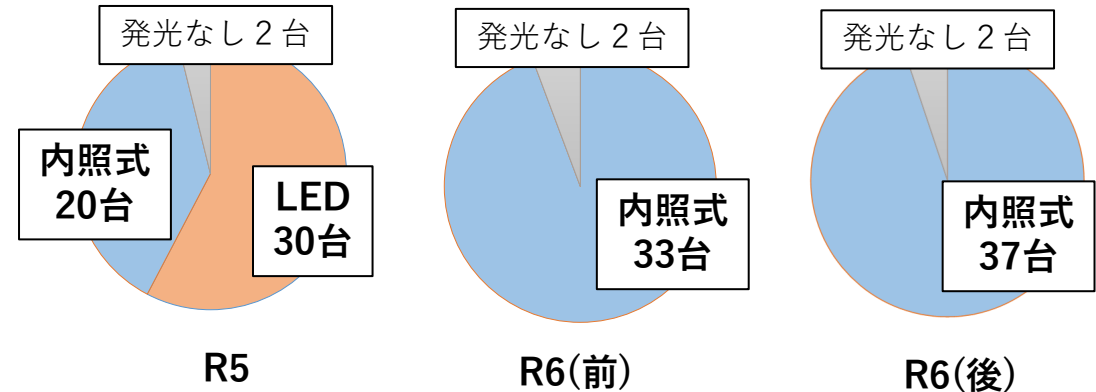
広告宣伝車に係る規制の状況について

4 調査結果

○ 広告の表示方法

- 令和5年度は全体の半数以上がLEDの広告宣伝車だったが、**令和6年度は前後期ともにLEDの広告宣伝車は観測されなかった**（図3）。

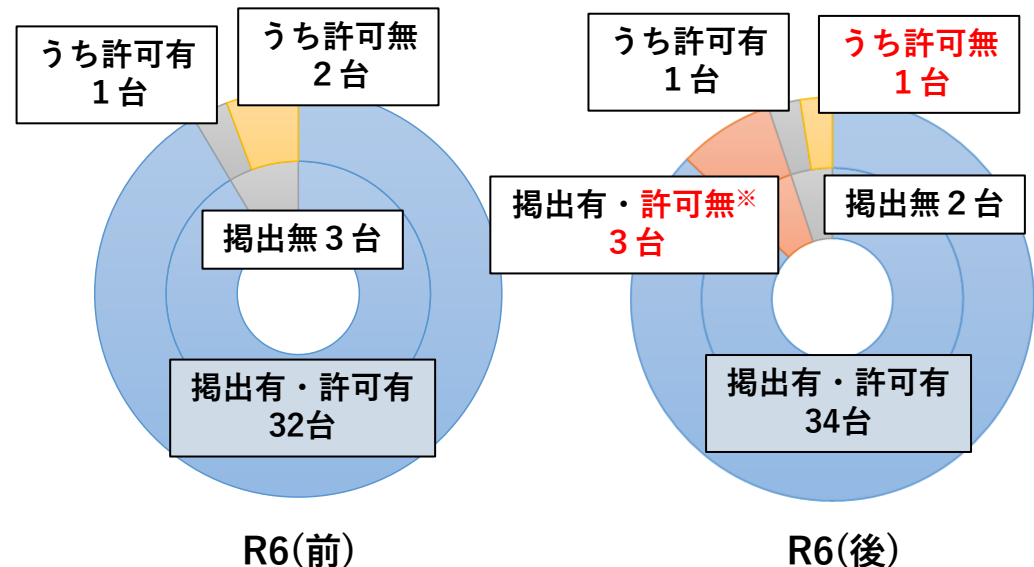
（図3）調査年度・表示方法別走行台数



○ 許可票の掲出及び許可状況

- 令和6年度の調査では、**許可票が掲出されていた車両は、前期で35台中32台、後期で39台中37台**であった。
- 令和6年度後期は、許可票の掲出があった車両のうち3台、無かった車両のうち1台が無許可であった。

（図4）許可票掲出有無別走行台数（R6年度）



※許可票掲出有・許可無の3台は、別のデザインで許可を取得した際の許可票を掲出したと思われるもの（当該車両のデザイン自体は許可を受けているもの2台、無許可のもの1台）と推測される

5 まとめ

- 改正前後の周知活動や関係行政機関等のご協力により、改正内容についての周知が進み、制度の運用が定着しつつある。
- 広告宣伝車事業者と広告主の方にも改正内容をご理解いただき、引き続き、ほとんどの広告宣伝車が改正後の規則に則り適正に走行している。
- デザイン自主審査により、改正以前よりも色使いや安全面等に配慮したデザインとなっている。

6 今後の課題

- 違反車を防止するため、広告宣伝車事業者や広告主の方への規制内容の周知啓発を引き続き行うとともに、今後も都内における車体利用広告の状況について、注視していく。
- 今後、屋外広告物法や屋外広告物条例での対応が困難な問題が発生した場合には、警視庁や各関係法令の所管等と連携して対応していく。